

第56回農地総会議事録

開催日時	令和4年2月7日（月） 午後3時25分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・植田 俊博・加藤 孝幸・廣井 千里 中島 義幸・久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・中島 正根・山本 和正 前田 真作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・矢野 強 以上18名
欠席委員	竹内 佳代 以上1名
事務局出席者	加藤事務局長・近森次長・竹内係長・谷川主任・北村主査 以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 農用地利用集積計画の変更の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none">・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件・非農地証明願の件・農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件
備考〔添付書類〕	<input type="checkbox"/> 第56回農地総会議案書 <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 第2号議案説明資料（資料①） <input type="checkbox"/> 令和3年度 今後のスケジュール（予定） <input type="checkbox"/> 転用許可申請等の結果について（報告）

開 会	(上田博 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時25分))
議 長	ただいまより第56回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告	
議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は、竹内佳代委員の1名です。 委員総数19名中18名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名	
議 長	会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
議 長	ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、池澤誠委員と矢野強委員の2名にお願いいたします。
議 事	
議 長	ただいまから、議案の審議を行います。
谷川主任	第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は、3件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、仁井田、市街化調整区域、畠、575m ² を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では野菜と果樹を栽培する予定であるとのことです。 農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。 なお、本件譲受人の現在の経営面積は3,629m ² となっており、下限面積要件の4反を下回っておりますが、今回の申請が許可となりますと、経営面積は合計4,204m ² となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして案件2は、五台山、市街化調整区域、田、720m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど9台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、両親と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本件申請地は、これまで譲受人の父親が賃借権を設定して耕作していた土地ですが、本件申請と同時に農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知書を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

続きまして、議案書2ページから3ページにまたがります案件3は、春野町仁ノ、市街化調整区域、田、402m²外6筆、合計4,707m²を、譲受人の新規就農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3-1からNo.3-4に分けて掲載しております、それぞれピンクに塗った所が申請地です。

なお、議案書に記載されております譲渡人につきましては、裁判所の審判書により相続財産管理人であることを確認しております。

また、本件の譲受人は新規就農で、経営面積が0m²であるため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人はこれまで親族の営農を手伝つておらず、今後は妻とともに営農していくことで、また、長男にも農業を教えて家族で行っていく計画であり、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

なお、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

また、先ほどご説明いたしましたとおり、本件譲受人の現在の経営面積は0m²となっておりますが、今回の申請が許可となりますと、経営面積が4反を超えることとな

	<p>るため、下限面積要件を満たすこととなります。</p> <p>以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地は、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
委員	全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
谷川主任	そのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
	今月は、1件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。
	案件1は、介良甲、登記地目田、現況畠、366 m ² の内 193.11 m ² 外4筆、合計 490.92 m ² を、露天駐車場に転用するため、賃借権を設定するという内容の申請です。
	現地案内図はNo.4をご覧ください。赤線で囲んだ部分が一体利用地を含んだ申請地全体の筆の形状を示しており、ピンクで塗った所が申請地部分、緑で塗った所が一体利用地部分となる宅地及び雑種地です。なお、一体利用地についても、農地の賃貸人と所有者は同一となっております。
	本件申請地は、市街化区域と市街化調整区域の境界にまたがっており、北側の約3

分の2が市街化区域、南側の約3分の1が市街化調整区域となっております。申請地の一部が市街化調整区域となる場合は、県許可が必要となります。

農地の区分につきましては、申請地は農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、①と書いてある資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地が必要な理由としましては、賃借人の法人は必要な駐車場の台数が不足しており、一部の従業員は自動車通勤を我慢してもらっている状態で、数年前から会社周辺で駐車場に使用できる土地を探していたとのことです。申請地は会社に近く、駐車場として使用できる位置にあり、所有者は高齢で耕作の意思は無いことから申請地を選んだとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧下さい。なお、こちらの図面は南が上になっております。

転用計画としましては、従業員用の露天駐車場として、普通自動車16台分、軽自動車14台分と転回スペースに転用する内容となっております。図面では、青色の数字が普通自動車、赤色の数字が軽自動車です。

造成計画につきましては、切り土、盛り土は行わず、申請地全体を整地のうえ、アスファルト舗装を行う計画です。

進入計画については、北側に隣接する県道田村高須線から進入する計画となっており、幅6mの出入口を設ける計画となっております。なお、出入口となる部分は県道の歩道と高低差がない為、後でご説明します歩車道ブロックの境界切り下げの後は、土地の嵩上げや切り下げは必要ありません。

排水計画については、発生する排水は雨水のみで、申請地北側に排水溝を新設し、申請地内西側の既存水路を経由して県道側溝に排水する計画となっております。なお、県道側溝への排水許可に関して、事務局が管理者である高知県土木事務所に問い合わせましたところ、排水許可は不要であるとの回答を得ております。

続きまして、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地北側は県道を挟んで田、東側と南側は賃貸人所有の申請地残地、西側は宅地となっております。被害防除計画の対象は申請地北側の田となります。県道の幅員が歩道を含めて約10mあることから、悪影響を及ぼすおそれはないものと考えます。

他法令につきましては、申請地への進入路として歩車道境界ブロック切下げ工事等が必要なため、工事許可の申請が必要ですが、高知県土木事務所と打ち合わせ済みと

	<p>のことです。許可の見込みにつきましては、問題ないことを事務局が高知県土木事務所に確認しております。</p> <p>また、建物を建築しないので、都市計画法の開発許可の申請は不要です。</p> <p>排水同意については、排水計画の際にご説明しましたが、許可不要であることを高知県土木事務所に確認しております。</p> <p>添付書類についてご説明します。資金証明書類については、賃借人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。</p> <p>また、本件賃借人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。</p> <p>その他、賃貸人より賃借人に当該申請地と一体利用地を貸す予定である旨の申述書が賃貸人より提出されております。</p> <p>また、土木委員の意見については、事務局が地元土木委員に問い合わせたところ、申請地は赤線及び青線に接していないため特に問題はない、とのことでした。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	ありがとうございました。
委員	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
議長	(意見・質問なし)
委員	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
議長	案件1については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
谷川主任	続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
	今月は、46件の申請が出されております。内訳は、所有権移転の案件が4件、利用権の新規設定が23件、更新設定が19件となっております。
	議案書は7ページをご覧ください。所有権移転の総括表を掲載しております。
	今月は、所有権を移転する者が4人、所有権の移転を受ける者が3人で延べ4人、

所有権移転を行う農地は田が 6 筆で 5,523 m², 畑が 1 筆で 916 m²です。

次に、議案書は 8 ページをご覧ください。利用権設定の総括表を掲載しております。

表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 42 人で延べ 44 人、利用権の設定を受ける者が 27 人で延べ 44 人となっております。

右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が 133 筆で 104,173.57 m², 畑が 16 筆で 12,250 m², 合計 116,423.57 m²となっております。

さらに右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、新規設定が 56 筆で 43,622.13 m², 更新設定が 93 筆で 72,801.44 m²です。

期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、最初に所有権移転の案件からご説明します。なお、議案書に記載している金額は、売買価格を 1 反あたりの価格に割り戻した額となっております。

議案書は 18 ページをご覧ください。

案件 15 は、高須地区と大津地区が混在した案件で、高須、田、29 m², 大津乙、田、1,231 m²の合計 1,260 m²を、売買により所有権を移転するものです。

本案件は、令和 3 年 9 月 21 日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和 4 年 1 月 11 日に JA 高知市大津支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。

続きまして、議案書は 24 ページをご覧ください。

案件 29 は、大津乙、田、1,344 m²を、売買により所有権を移転するものです。

本案件は、令和 3 年 9 月 21 日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和 4 年 1 月 11 日に JA 高知市大津支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとったものです。

続きまして、議案書は 27 ページをご覧ください。

案件 41 は、春野町西諸木、田、694 m²外 2 筆、合計 2,929 m²を、売買により所有権を移転するものです。

本案件は、令和 3 年 11 月 29 日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和 3 年 12 月 24 日に JA 高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとったものです。

続きまして、議案書は 28 ページをご覧ください。

案件 42 は、春野町秋山、登記地目田、現況畠、916 m²を、売買により所有権を移転するものです。

本案件は、令和 3 年 12 月 7 日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和 4 年 1 月 6 日に JA 高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとった

ものです。

所有権移転の案件については以上です。

続きまして、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和4年3月1日となっております。

議案書は9ページにお戻りください。

案件1は、柴巻、登記地目田、現況畑、426 m²外2筆、合計812 m²を、2年2カ月貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、本案件の賃借人は、現在の経営面積が1,000 m²未満で農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は、現在賃貸人から別の土地を借りて果樹を栽培しており、申請地では以前の耕作者が栽培していた梅を引き続き栽培する予定のことです。また、収穫した果実は、知人に委託して販売することを考えているとのことです。

続きまして案件2は、池、田、3,734 m²を、5年間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、本件申請地は共有地であり、共有者の一人がお亡くなりになっておりますが、持分全体の過半数を超える方からの申請であることを、事務局にて確認しております。

続きまして、議案書10ページにまたがります案件3は、仁井田、田、730 m²外4筆、合計4,711 m²を、5年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は14ページをご覧ください。

案件8は、布師田、田、333 m²外5筆、合計3,829 m²を、5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は16ページをご覧ください。

案件11は、高須、田、42 m²外1筆、合計84 m²を、10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書は18ページをご覧ください。

案件16と案件17は、農地中間管理機構が中間管理権を設定する内容で、案件16は、高須砂地、田、763 m²を、案件17は高須砂地、607 m²の内401.13 m²外1筆、合計1,375.13 m²を、5年間借り受けるという使用貸借権の新規設定です。なお、両案件とも同一の貸付予定者であり、現地では水稻を栽培する予定のことです。

また、案件17は未相続地となっておりますが、相続人は貸人のみであることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は20ページをご覧ください。

21 ページにまたがります案件 19 は、介良甲、田、454 m²外 3 筆、合計 2,737 m²を、5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件 20 は、介良甲、田、1,341 m²を、5 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 22 ページにまたがります案件 22 は、介良乙、田、345 m²外 8 筆、合計 2,858 m²を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して、3 年間農地を借り受けるという賃借権の新規設定です。なお、貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、案件 23 は、介良丙、田、1,047 m²外 1 筆、合計 1,436 m²を、5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 24 ページをご覧ください。

25 ページにまたがります案件 30 と案件 31 は、農地中間管理機構の一括方式による賃借権の新規設定です。

まず、農地中間管理権設定の一括方式についてご説明します。

土地の所有者から中間管理事業者、すなわち公社への貸借については、農業経営基盤強化促進法の集積計画で行い、公社から最終貸付人への貸借は、県知事による配分計画によって行う、という 2 段階で行っていたものを、農業経営基盤強化促進法の集積計画の中で一括して、2 件の案件として設定することを可能とした制度です。

それでは、内容の説明に戻ります。

案件 30 は、大津乙、田、403 m²外 3 筆、合計 2,815 m²を、10 年間公社が借り受け、案件 31 は、同じく大津乙、田、403 m²外 3 筆、合計 2,815 m²を、10 年間公社が貸し付けるという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 26 ページをご覧ください。

案件 33 は、春野町弘岡下、田、141 m²外 1 筆、合計 1,212 m²を、5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 27 ページをご覧ください。

案件 36 は、春野町西分、登記地目田、現況畑、460 m²を、10 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

続きまして案件 37 は、春野町西分、田、830 m²を 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分の過半数を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして案件 38 は、春野町芳原、田、1,867 m²を 1 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件 39 は、春野町芳原、田、 $2,258\text{ m}^2$ を 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、議案書に記載のありますとおり、賃借人は受付日の時点では大阪府に居住しておりましたが、1月 29 日付けで賃貸人の住所である実家に転入していることを事務局にて確認しております。

また、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっています。耕作計画書によりますと、賃借人は今回の申請地で水稻を栽培し、兼業農家として就農し、今後、経営を拡大していく予定であるとのことです。

続きまして案件 40 は、春野町内ノ谷、田、 $2,731\text{ m}^2$ を 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっています。耕作計画書によりますと、賃借人は昨年まで申請地を利用権設定して借りていた法人に勤務してキュウリを栽培しており、会社が廃業するのを機に個人で借りて経営していくこととし、今後もキュウリ栽培を継続し、老朽化したハウスの建て替えもしていきたいとのことです。

また、賃借人が務めていた会社の廃業に伴い、本件申請に先立って農地法第 18 条 6 項に規定に基づく合意解約通知を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

議案書は 28 ページに移りまして、案件 43 は、春野町甲殿、登記地目田、現況畑、 $1,123\text{ m}^2$ を、5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分の過半数を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして案件 44 は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、 $3,668\text{ m}^2$ のうち $1,238\text{ m}^2$ を 1 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件 45 は、春野町森山、登記地目田、現況畑、 $1,110\text{ m}^2$ を 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、賃借人はいの町に居住しているため、いの町農業委員会の発行した耕作証明書が添付されております。

また、申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分の過半数を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして案件 46 は、春野町森山、田、 469 m^2 外 1 筆、合計 $1,483\text{ m}^2$ を、5 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となって

	<p>おります。耕作計画書によりますと、賃借人は現在、父母の農業を手伝い、田植、定植、稻刈等を行っており、今後は父母の農業を手伝いながら祖父の名義となっている今回の申請地で耕作を行っていくとのことです。</p> <p>また、申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分の過半数を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。</p> <p>以上、利用権の更新の案件も含め、計画の内容は経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、3月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
竹内係長	<p>補足をさせていただきます。</p> <p>議案書16ページの案件11と、24~25ページにまたがります案件30、案件31に関連しまして、第三事前審査会の際に、土地の所有者と最終の借受人が同一で土地も近いのに、なぜ大津分は中間管理権設定にして高須分は個人間での利用権設定になっているのか、というご質問がありましたので確認いたしました。高須分につきましては、地籍調査で地番ができたところだそうですが、このときに境界が未確定の状態になっていることから公社の事業が適用できなかったため、個人間での利用権設定にしている、ということを農業公社に確認しましたのでご報告させていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1については、計画を妥当と認めました。</p>
議長	<p>続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件2と案件3については、計画を妥当と認めました。</p>
議長	<p>続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件4から案件31については、計画を妥当と認めました。</p>
議長	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件32から案件46については、計画を妥当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p>
	<p>案件24については、申請の当事者が農業委員の同居の親族となっておりますので、先にこの案件だけ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なし)
議長	それでは、まず案件24について審議します。

	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
委員 1名	(退席)
議 長	案件24について、ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委 員	案件24につきまして、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。
	事務局は、委員を議事に復帰させてください。
委員 1名	(復席)
議 長	次に、案件16, 17, 35については、申請が使用貸借権の設定となっておりますが、土地所有者と貸付予定者との間に、物納の覚書がある案件となっておりますので、この3件を審議します。
	この3件について、ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
西本委員	同じ契約の中で使用貸借と賃貸借が混在している。私の中では処理しきれないので、この審議は保留としたいと思います。
議 長	西本委員が保留にしたいということですが、他の委員の方はどうでしょうか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件16, 17, 35につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議のない方は、挙手をお願いします。
委 員	(挙手)
議 長	賛成多数ですので、計画を妥当なものと決定します。
	それ以外の案件について審議します。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	他の全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
	そのように決定いたします。
	続きまして、第4号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。事務

	局より議案の説明をお願いします。
谷川主任	<p>今月は、1件の申請が出されております。議案書は30ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、春野町西分、畠、2,086m²に5年間の賃借権を設定する計画で、平成31年2月5日に開催されました第19回農地総会でご審議いただき、平成31年3月1日に公告されていたものです。</p> <p>本案件は、賃貸人と賃借人の合意のもと、借賃を総額5,000円から総額100,000円に変更することとなり、申出書が提出されたものです。</p> <p>利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本会で変更が承認されると、本日付で計画が変更されます。</p> <p>以上で、第4号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件1については、計画の変更を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
中島(正)委員	確認させてください。借受人と貸付人の住所が一緒だが、間違いではないですね。
竹内係長	ご説明いたします。この案件につきましては、借受人は貸付人の義理の孫に当たり、住所は同一となっております。
議長	よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	計画の変更を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
谷川主任	計画の変更を妥当なものと決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
	それでは、議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は32ページをご覧ください。
	今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書は32ページから34ページにまたがりまして布師田が1件、35ページにまたがりまして布師田と大津が混在した案件が1件、35ページから37ページにまたがりまして春野が1件です。
	全ての案件について担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は39ページをご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が1件、初月が1件、40ページにまたがりまして一宮が1件です。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は42ページをご覧ください。

今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が2件、鴨田が2件、43ページに移りまして三里が1件、44ページにまたがりまして長浜が2件、一宮が1件、高須が1件となっております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は46ページをご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は五台山が1件、介良が1件、47ページに移りまして春野が1件となっております。

なお、案件1の土地が第1号議案の案件2の際に説明いたしました合意解約で、案件3の土地が第3号議案の案件40の際に説明いたしました合意解約です。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は49ページをご覧ください。

今月は6件の申請が出されており、地区の内訳は、布師田が1件、大津が1件、春野が4件となっております。

全ての案件について、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥農地法各条の申請取り下げ・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は51ページをご覧ください。

今月は1件の取下願が提出されており、地区は一宮となります。

本件は、先月の農地総会の第1号議案でご説明いたしました、農地法第3条許可申

	<p>請につきまして、申請地の位置の認識が誤っていたとの理由で提出された取下願となります。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p>
議長	議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
	事務局からの連絡がありましたらお願いします。
事務局報告	
近森次長	(「令和3年度今後のスケジュール（予定）」を説明)
竹内係長	(「転用許可申請等の結果について（報告）」を説明)
議長	事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。
	その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。
西本委員	2点ほど指摘したいと思います。
	今日説明した内容について、売買があつたり貸借があつたり、案件が混在しています。説明は、順次地区を追ってしてくれないと、議案書のページをめくるのに、どこを説明しているのか分からなくなる。説明の進め方を、売買とか貸借毎にせず、混在したままで案件の順番でしてもらうとより分かりやすい。説明を受ける側として分かりづらいので、検討していただきたい。
	もう1点は、公社との使用貸借については、備考欄に貸付予定者と作物を書いていますが、以前はここで物納何kgと記載していたのに、どうして記載がないのか。一番大事なことを記載していない。前々から私が指摘していることが議案書では分からぬ。ぜひ記載するようお願いします。事実を記載してください。以上です。
事務局長	事務局から回答いたします。
	先ほど西本委員からご指摘いただいたことにつきましては、事務局の中で見直しに向けて検討させていただきたいと思います。ご意見、どうもありがとうございました。
西本委員	備考欄から物納の記載をどうしてのけたのか、理由を教えてください。26ページの案件35は、物納という覚書があると言いましたよね。その肝心なことが書いていない。今まででは、この備考欄に書いていましたよ。
竹内係長	備考欄には書いていません。
西本委員	ここに書いておかないと、私が言ったことが分かりません。一方では物納で貸借権

	がある、一方では無償で貸して賃借権がない、これが混在しているから私は審議ができないので保留にした。その意味が、この議案書からは読み取れない。ただ口頭で説明を述べただけである。即答はしなくてかまいませんが、事務局は考えてください。
竹内係長	分かりました。ありがとうございました。
議長	この件については、事務局が検討するそうですので、他にご意見・ご質問はございませんか。
委員	(意見・質問なし)
次回農地総会議長	ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。 次回の農地総会は、3月7日(月)を予定しております。
閉会議長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時20分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和4年3月7日

議長 上田博

議事録署名委員 矢野強

議事録署名委員 池澤誠

議事録作成者 北村沙季